同族関係者間で発行会社を介して非上場株式を低額譲渡した場合の課税関係

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 9 月 28 日
【事 件 番 号】 令和 4 年（行コ）第 62 号
【事　件　名】 所得税更正処分等取消請求控訴事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 所得税法 28 条・33 条・36 条・59 条
【掲　載　誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25595690

大阪経済大学准教授 漆　さき

事実の概要

株式会社 X_3 は、平成 25 年、X_1 および X_2、X_1 の子である訴外 A、B から、X_3 の株式合計 7498 株を合計 2249 万 4000 万（一株 3000 円）で取得し（これを以下本件取引 1 という）、同日、同額で X_3 の代表取締役である X_4 に譲渡した（これを以下本件取引 2 という）。X_4 は、X_1 の夫（かつ A、B の父）である訴外 C の兄である訴外 D と訴外 E との間の子である。

X_1 および X_2 は、それぞれ平成 25 年の所得税等の確定申告書を提出したが、本件取引 1 等は、いずれも所得税法 59 条 1 項 2 号に規定される低額譲渡に該当するとして、税務署長 1 から各更正処分を受けた。X_4 は、平成 25 年分の所得税等の確定申告書を提出したが、本件取引 2 は、時価より低い価額でなされたもので、これにより享受した経済的利益（本件経済的利益）は所得税法 28 条 1 項に定める「給与等」に当たるとして、税務署長 1 から更正処分を受けた、また、X_3 は、本件経済的利益が「給与等」に当たり源泉徴収義務を負うとして、税務署長 2 から納税告知処分等を受けた。

本件は、個人である X_1 および X_2 が平成 29 年に税務署長 1 からされた平成 25 年分の所得税等の更正処分について、また、株式会社である X_3 が平成 29 年に税務署長 2 からされた平成 25 年 3 月分の源泉所得税等の納税告知処分等について、さらに、X_3 の代表取締役である X_4 が税務署長 1 からされた平成 25 年分の所得税等の更正処分等について、国 Y を相手に取消を求めた事案である。

第一審は、当該株式について、所得税基本通達 59-6 に基づき、評価通達 178 から 189-7 までに定める規定により「その時における時価」を判断すべきものとし、一株当たりの時価は 1 万 6567 円であるとした。そして、この時価を前提に、みなし譲渡規定の適用および「給与等…の支払い」としての源泉徴収義務などを認め、X らの請求をいずれも棄却した。そこで、X らが控訴した。

争点

(1)　本件取引 1 が、所得税法 59 条 1 項 2 号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か

(2)　本件取引 2 によって享受した経済的な利益が所得税法 28 条 1 項所定の「給与等」に該当するか否か

(3)　本件取引 1 および 2 に係る意思表示が錯誤無効であるか否か

本評釈では、争点 (1) および (2) のみ扱う。

判決の要旨

本判決は、基本的な判断部分は第一審判決を引用しているため、判旨については第一審から引用する。

1　争点 (1) について

「所得税法 59 条 1 項 2 号所定の『著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡』に該当する場合には、同項の規定により、『その時における価額』に相当する金額により譲渡があったものとみなされることになるところ、ここでいう『その時における価額』とは、資産の譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、

当該資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額をいうものと解される。」

「基本通達 59-6 の規定による評価方法（取引相場のない株式の価額につき、基本通達 59-6 所定の一定の条件を付した上で、評価通達 178 から 189-7 までに定める例によって算定するという評価方法）は、当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものと認められるから、その評価方法によって算定された価額については、……特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、所得税法 59 条 1 項所定の『その時における価額』と認めることができるものと解される。」

「本件取引 1 についてみると、……原告会社は、評価通達 178 所定の『中会社』に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達 178 から 189-7 までに定める例によって本件取引 1 の時における価額を算定すると、……1 株当たり 1 万 6567 円になるところ、本件全証拠を精査しても、特別の事情があるとする事情は見当たらないから、その金額をもって、所得税法 59 条 1 項所定の『その時における価額』と認めるのが相当である。」

「本件取引 1 は、上記金額（1 株当たり 1 万 6567 円）の 2 分の 1 に満たない金額（1 株当たり 3000 円）により X_3 の株式 5373 株及び 1670 株をそれぞれ譲渡したものであり、所得税法 59 条 1 項 2 号所定の『著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡』に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、本件更正処分（X_1）及び本件更正処分（X_2）が違法なものということはできない。」

2　争点 (2) について

「所得税法 36 条 2 項は、同条 1 項所定の『金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額』について、『当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額』とする旨を規定しているところ、ここでいう『当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額』とは、その取得又は享受の時における当該物又は権利その他経済的な利益の客観的交換価値をいうものと解される。そして、この点につき、基本通達 36-36 は、使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券については、その支給時の価額により評価するとした上で、この場合における支給時の価額は、基本通達 23～35 共 -9 及び評価通達の第 8 章第 2 節の取扱いに準じて評価する旨を規定している。」

「基本通達 36-36 の規定の適用が問題になる場面においても、基本通達 59-6 に準じた一定の条件を付した上で、評価通達 178 から 189-7 までに定める例によるべきとすることにも合理性があるし、その評価方法によって算定された価額をもって、基本通達 23～35 共 -9 の (4) ニ所定の『その株式の発行会社の 1 株又は 1 口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額』に該当するものと取り扱うのが相当である。」

X_4 は、「評価通達 188 の (2) 所定の『中心的な同族株主』にも該当することになるから、X_3 は、基本通達 59-6 の (2) に準じ、評価通達 178 所定の『小会社』に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達 178 から 189-7 までに定める例によって本件取引 2 の時における価額を算定すると、……1 株当たり 2 万 5633 円になるところ、本件全証拠を精査しても、……特別の事情があるとする事情は見当たらないから、この金額と実際の対価の額（1 株当たり 3000 円）との差額（1 株当たり 2 万 2633 円）をもって、所得税法 33 条 1 項（ママ・36 条 1 項？）所定の『金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額』と認めるのが相当である。」

「……本件取引 2 については、X_4 が X_3 の代表取締役としての地位に基づいて X_3 からその株式を取得したものと認められるから、それにより X_4 が享受した上記の差額に相当する経済的な利益についても、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当であるし、その他に、本件全証拠を精査しても、これを覆すに足りる事情は見当たらない。そのため、この経済的な利益については、所得税法 28 条 1 項所定の『給与等』に該当するものと認められる」。

判例の解説

一　発行会社に対する自己株式売買の課税関係

まず、発行会社にその自己株式を譲渡する場合の一般的な課税関係を確認する。法人の株主等が当該法人の自己株式の取得により金銭その他の資産の交付を受けた場合、その金銭の額および金銭以外の資産の価額が当該法人の資本金等の額のうちその起因となった当該株式に対応する部分を超えるときには、その超える部分の金額が配当所得とみなされる[1)]。また、「法人の株主等がその法人の自己の株式又は出資の取得（略）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額」は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる[2)]。つまり、取引を行った株主が実際に受領した金額のうち、譲渡した株式に対応する資本金部分は譲渡所得の収入とみなされ、譲渡した株式に対応する資本金を超える部分が配当とみなされることとなる。本件取引1は、これに加えて、法人に対し、自己株式を著しく低い価額で譲渡をしたということで、所得税法59条1項が適用され、当該資産の「その時における価額」によって譲渡があったものとみなされるのかどうかが争点となった。所得税法59条1項が適用される場合には、「その時における価額」と実際の取引価額の差もまた、譲渡所得として課税されると考えられる[3)]。

一方、株式の譲渡を受けた法人をみてみると、企業会計上、法人の自己株式の処分損益はその他資本剰余金の増減項目とされる[4)]。つまり、自己株式の取得・譲渡の各処分は資本取引となり、法人に損益は発生しない。法人税法上も、損金・益金の計算から「資本等取引」は除外されており[5)]、自己株式の取得・処分につき、法人の損益は課税所得として認識されない。

二　法人税法上の扱いと所得税法上の「資産の譲渡」該当性

本件の納税者は、上記の法人税法上の取扱いを根拠として、個人株主の側でも譲渡所得課税が行われるべきでない旨主張した。法人税法上、自己株式は「資産」ではないと解されていることから[6)]、所得税法上も譲渡所得の発生原因である「資産」とすべきでない、そのため、所得税法59条1項の適用の余地はない、という主張である。

これに対し、判決は、譲渡所得課税およびみなし譲渡所得課税の一般的な趣旨を引用するところから始め、取引相場のない本件株式の適正な評価方法は基本通達59-6に統一的な取扱いが定められていること、それによれば、評価通達178から189-7までに定める例によって算定されることを述べる。そして、これらの評価方法が、特別な事情のない限り一般的な合理性を有すること、本件においては特別な事情がなく、本件株式をこれらの評価方法に則って算定すると1株当たり1万6567円となり、本件取引価額の3000円は所得税法59条1項に定められる「著しく低い価額」に当たると判断している。

納税者は譲受人である法人の立場からの課税関係を主張したものと考えられるが、裁判所は、タキゲン事件[7)]と同様、取引相場のない株式の譲渡に当たって、譲渡人の立場からその評価を行うことを明確にしている。納税者の主張については、控訴理由について検討する部分で初めて「所得税法33条所定の『資産の譲渡』に当たるか否かは、自己株式取得の性質や取引の実態論から直接導かれるものではなく、譲渡所得に対する課税の趣旨に立ち返って検討すべきものであるところ、発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である譲渡人からみれば、当該株式の保有期間中における増加益（キャピタル・ゲイン）を観念することができるから、当然、譲渡所得課税の対象となるものと考えられる」と述べており、この判示は正当と考えられる。

三　給与所得該当性

判決は、争点(2)について、まず所得金額の収入についての規定（36条）の解釈から始め、本件株式の評価方法を論じ、36条2項にいう「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」を認定したうえで、それがどの所得に当たるかを述べている。そして、当該経済的利益の価額が給与所得に当たるという点については、X_4のX_3代表取締役としての地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当である、と簡単に述べる。

判決部分では37年判決[8)]のみ引用しているのに対し、控訴理由検討部分では、給与所得該当性につき、(1)雇用契約又はこれに類する原因に基づき、(2)使用者の指揮命令に服して提供した労務又は役務の対価として、(3)支給されたものであることが必要である、として昭和56年判決を引用した後、(1)X_4は、形式的には準委任である

としても、実質的には非独立的ともいうべき役務を提供する立場にあったこと、(2) 本件経済的利益は、その職務に関連して多額の購入資金を借り入れて本件取引 2 に応じたX_4の対応(一種の貢献)に対する見返り（対価）として、(3) X_3から供与されたものであることから、上記要件 3 つをすべて満たすと判示している。

給与所得についての課税実務は、まず 56 年判決[9]の立場に立って「労務の対価」か否かを法的に分析し、そこで具体的に「労務の対価」といえないものは給与所得ではないとするが、支給原因が具体的に明らかでない場合には、今度は 37 年判決の立場に立って、それらの支給は「勤労者としての地位」に対してなされたものと考え、給与所得に該当すると判断している、と指摘される[10]。本件の (2) が、X_3との間でX_4に有利な取引を行うものと考えると、それがX_4にさらに経済的利益を供与するに値する貢献といえるかはやや疑問だが、37 年判決に基づいて判断した後、控訴理由にある 56 年判決の立場にたっても給与所得該当すると補足的に示そうとしたようにも思われる。X_4に対する本件経済的利益の給与所得該当性およびその支払が肯定されれば、X_3に対する納税告知処分は適法となる。

四　本判決の意義と射程

本件は、まず、取引 1 につき、タキゲン事件と同様、取引相場のない株式の譲渡に際して譲渡人の状況から評価を行うこと、法人の自己株式の取得の場合であってもそれは変わらないことを示した。そして、法人の自己株式の取得の場合であっても所得税法 59 条の適用があること、その場合には、個人の譲渡する株式の資本金対応部分はみなし譲渡所得課税、取引価格と資本金対応部分の差額はみなし配当所得課税、時価と取引価格の差額はみなし譲渡課税となることを明確化した。取引 2 については、使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券の支給時の時価は、相場のない株式については所得税基本通達 59-6 に定められる条件に準じ、取引財産評価基本通達 178 から 189-7 までに定める例によること、その場合には譲受人の立場を考慮することを示した。取引 1 についての判示は、同族会社が自己株式を取得する際に個人に生じる課税について射程を有し、取引 2 についての判示は、取引相場のない株式を使用者から役員又は使用人に支給する場合の評価について、射程を有すると考えられる。

同族会社の場合に、本件のように親族から代表取締役に自己株式を移転したいケースは実務上それなりにあり得ると考えられ、低額譲渡の場合を含め、課税関係が明確になったことには一定の意義があると思われる[11]。

●――注

1）所得税法 25 条 1 項。

2）租税特別措置法 37 条の 10 第 3 項 4 号。

3）渡辺充「発行会社を介する三社間の株式の譲渡とみなし譲渡課税」税理 66 巻 2 号（2023 年）210 頁は、元代表取締役の父から現代表取締役（株式譲渡時は監査役）の長男に法人を通じて株式を移転したほぼ同様の事件（東京地判令 4・2・14 平成 30 年（行ウ）第 359 号、平成 30 年（行ウ）第 364 号：判決もかなりの部分共通）についての解説であるが、措置法 37 条の 10 に所得税法 59 条の除外規定がないこと、係争年度の措置法通達 37 の 10-27（現行は措置法通達 37 の 10・37 の 11 共 -22）において、自己株式の取得の際に 59 条の適用があることが確認的に明示されていたことを指摘している。

4）会社計算規則 24 条 1 項、2 項は、自己株式の取得価額を自己株式の額とすることを規定し、同 3 項は、自己株式の消却を資本剰余金の減少項目と規定する。

5）法人税法 22 条 2 項、3 項。

6）渡辺徹也『スタンダード法人税法〔第 3 版〕』（弘文堂、2023 年）213～214 頁。

7）最判令 2・3・24、差戻控訴審は東京高判令 3・5・20。

8）最判昭 37・8・10。「勤労者が勤労者としての地位にもとづいて使用者から受ける給付は、すべて給与所得を構成する収入である。」と判示する。

9）最判昭 56・4・24。

10）佐藤英明『スタンダード所得税法〔第 4 版〕』（弘文堂、2024 年）165 頁。

11）品川芳宣「同族会社間で非上場株式を発行会社を介在して売買した場合の課税関係」TKC 税情 32 巻 1 号（2023 年）19 頁は、本件株式が適正に評価されていた場合には、適正評価額と資本金額との差額がみなし配当所得として最高 55％の累進課税に服することになる一方、本件のように 1 株 3000 円にとどめておくと、当該 3000 円までの部分に累進課税がなされ、それを超過する金額については株式譲渡所得として 20％の分離課税が行われることを指摘している。本件の紹介として、他に木山泰嗣「法人の自己株式の取得にみなし譲渡規定が適用され、同日付けでされた代表取締役に対する自己株式の処分が給与等の支払いに当たるとされた事例」税経通信 78 巻 2 号（2023 年）187 頁等。